

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成19年10月

大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 公民較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与改定
- 6 モデル給与例
- 7 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者16,484人(再任用職員を除く。)であり、昨年より241人の減となっています。(行政職については、4,553人で昨年より95人の減となっています。)

また、対象職員の平均年齢は43.8歳であり、昨年より0.3歳増加しています。(行政職については、43.5歳で昨年より0.1歳増加しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,553	4,648	△ 95	43.5	43.4	0.1
研究職	247	254	△ 7	43.6	43.4	0.2
医療職(一)	15	19	△ 4	47.2	45.0	2.2
医療職(二)	282	294	△ 12	44.6	44.2	0.4
海事職	43	45	△ 2	42.3	41.8	0.5
公安職	1,999	1,989	10	42.1	42.5	△ 0.4
教育職(一)	2,808	2,807	1	43.4	43.0	0.4
教育職(二)	6,537	6,669	△ 132	44.6	44.1	0.5
全職種	16,484	16,725	△ 241	43.8	43.5	0.3

※ 上記以外に再任用職員が21名在職している。

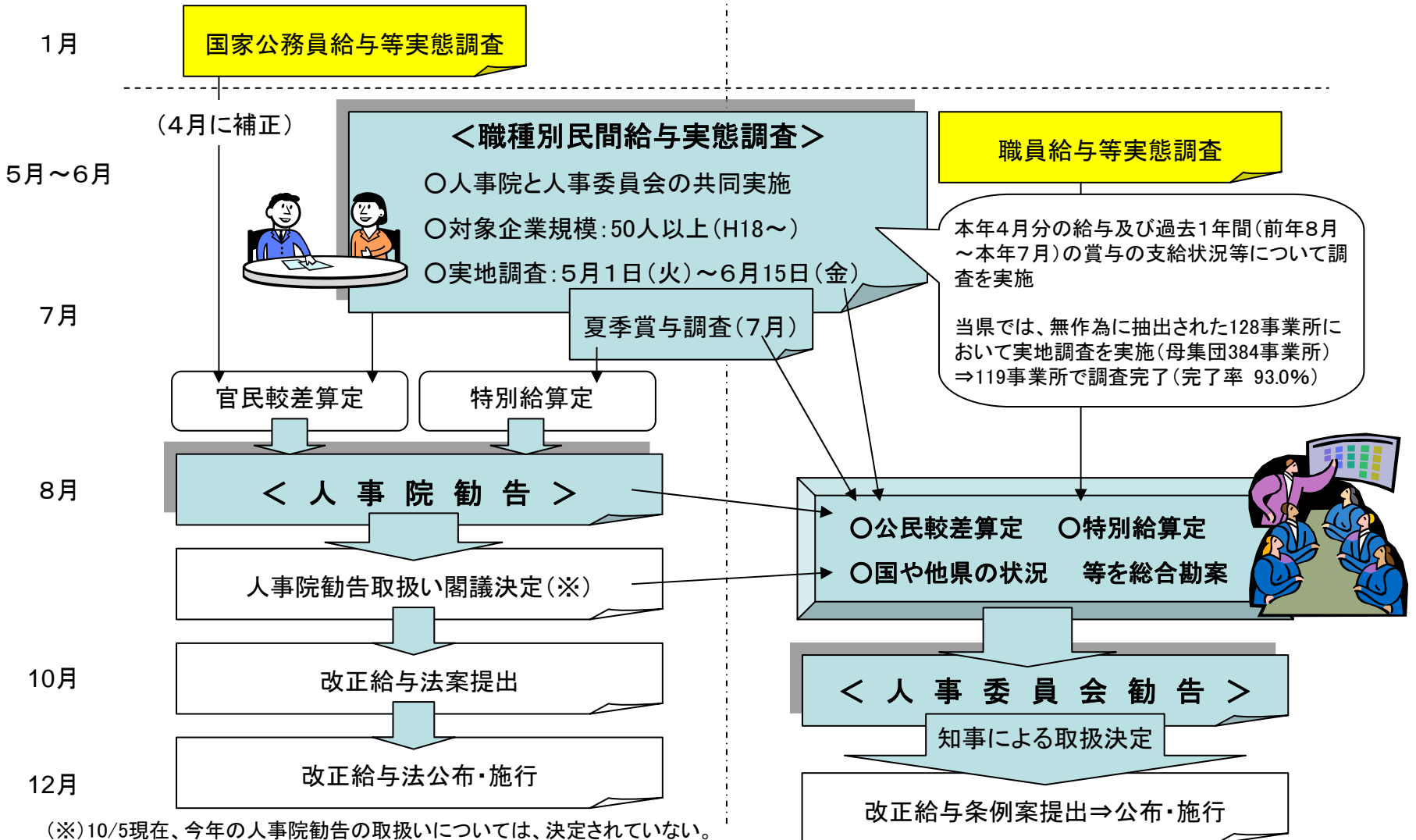
※ なお、平成19年4月1日現在において、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員は在職していない。

2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、現行の公務員の労働関係に対応したものであり、地方公務員法第24条に定める給与の根本基準を具体化し、適正な給与の実現を図るとともに、公務員の勤務条件を確保することを目的としています。

【国】

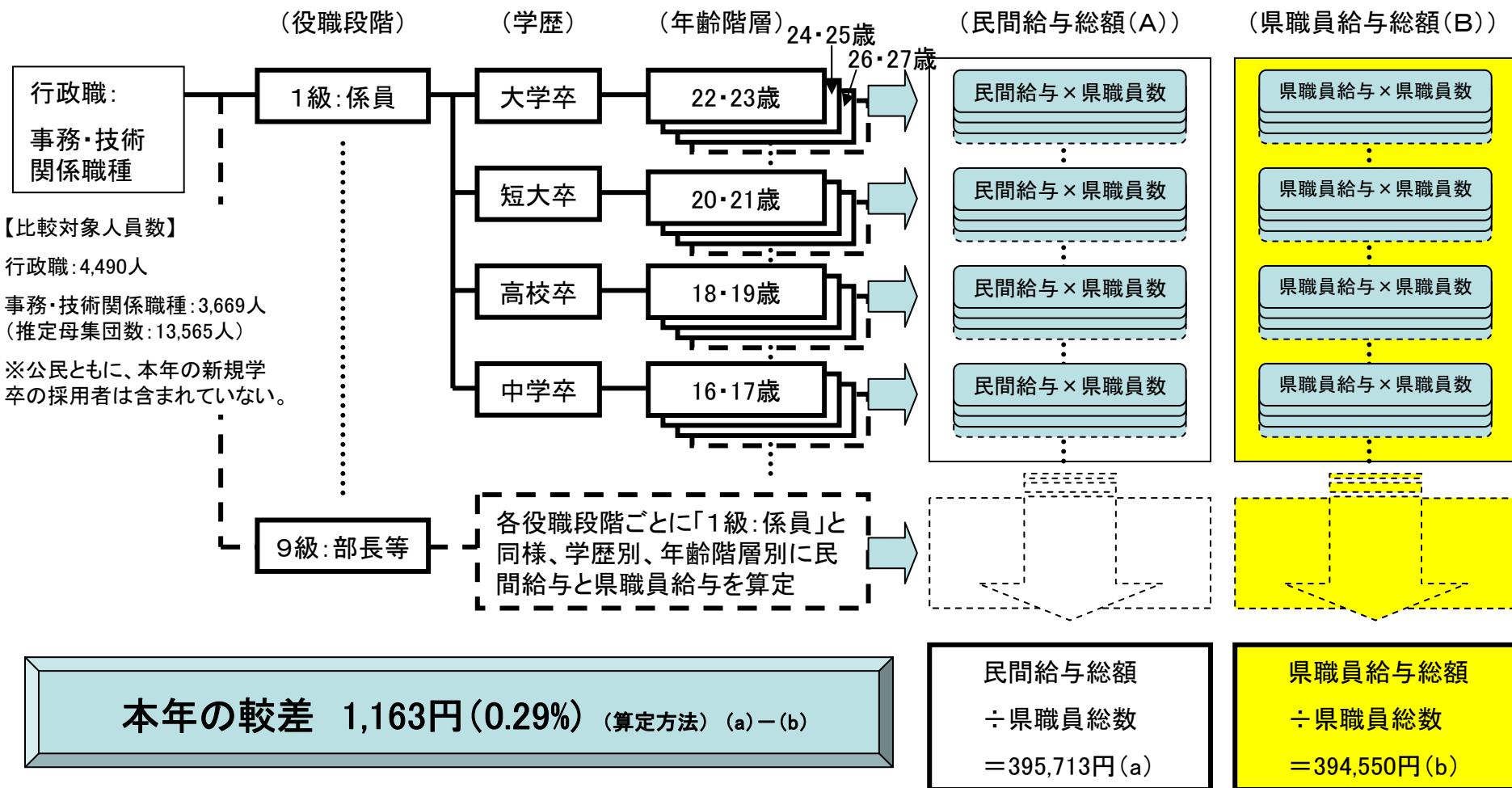
【大分県】



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

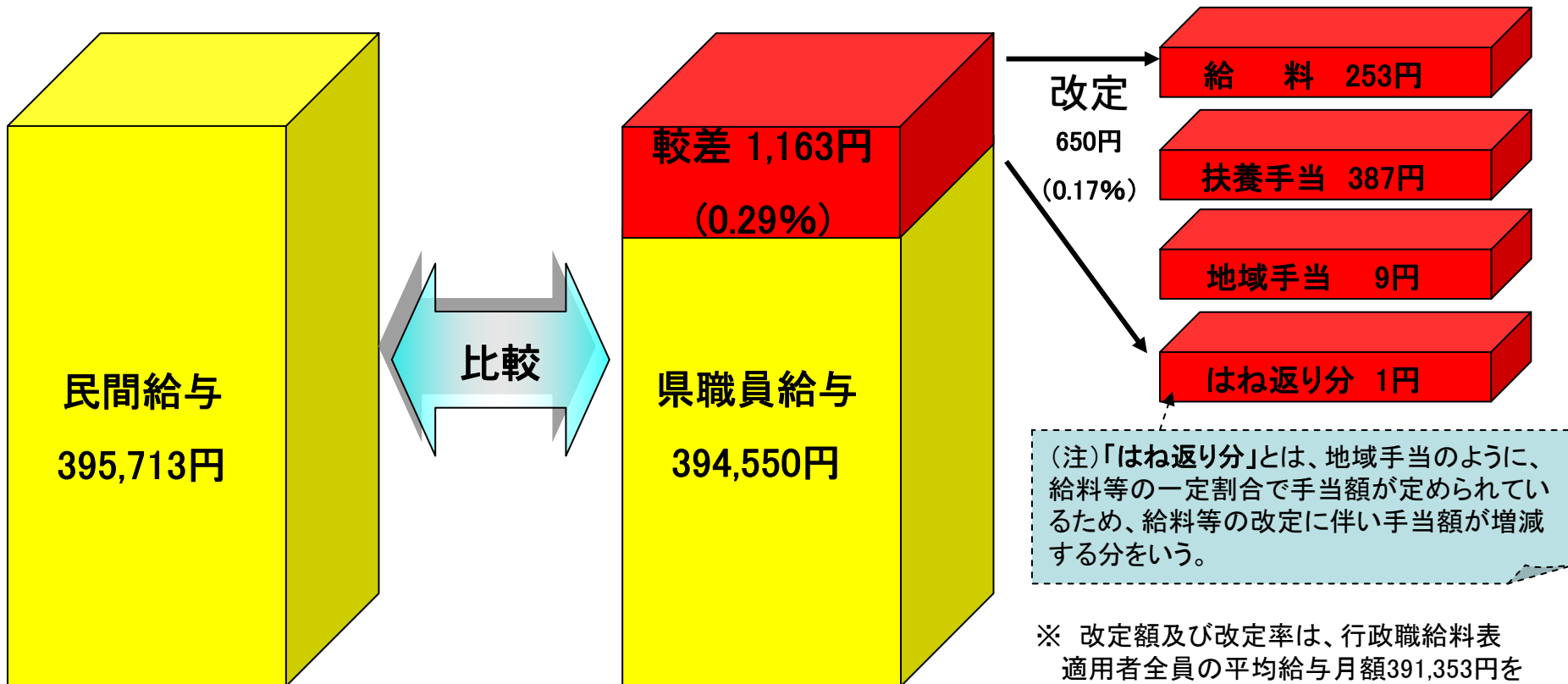
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



4 公民較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨に則り、以下の事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり給料、扶養手当及び地域手当の改定を行うこととしました。

- 当県において、職員の月例給水準が民間を下回っていること
- 人事院が、本年の官民の給与較差に基づき、国家公務員の月例給改定を勧告していること
- 他の都道府県においても、人事院勧告に準じた対応が考えられること



(注)「はね返し分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

※ 改定額及び改定率は、行政職給料表適用者全員の平均給与月額391,353円をベースとした額である。

※公民ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていない。

5 本年の給与改定

給料表については、初任給を中心に若年層に限定して引上げ改定を行います(中高年齢層は据置き)。また、扶養手当については、子等に係る支給月額を500円引き上げ、地域手当については、一定地域の支給割合を繰り上げて改定します。(実施時期:平成19年4月1日)

1 給料表

- 民間との間に相当の差が生じている状況を踏まえ、人事院勧告に準じて初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)

① 行政職給料表

- ・ 改定率 1級:1.1% 2級:0.9% 3級:0.0% 4級以上は改定なし
- ・ 初任給 上級:178,800円(現行176,800円) 中級:158,700円(現行156,800円) 初級:144,500円(現行142,800円)

② その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定

2 扶養手当

- 民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮するとして人事院勧告に準じて改定

子等に係る支給月額を500円引き上げ(6,000円 → 6,500円)

(参考)扶養手当の支給額

扶養親族	現 行	改 定 後
配 偶 者	13,000円	13,000円
子 等(注)	各 6,000円	各 6,500円

(注)1人目については、配偶者がいない場合(11,000円)等の特例あり。

3 地域手当

- 人事院の報告に準じて、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が6%以上の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定(本年度分として0.5%の引上げを追加)

6 モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	現 行		改 定 後		年間給与の 増加額
			月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	独 身	183,800円	4.45月	185,800円	4.50月	42,000円
	30歳	配 偶 者	249,600円	4.45月	250,700円	4.50月	31,000円
係 長	40歳	配偶者、子2人	362,300円	4.45月	363,300円	4.50月	34,000円
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	432,100円	4.45月	433,100円	4.50月	38,000円
課 長	55歳	配偶者、子1人	538,000円	4.45月	538,500円	4.50月	33,000円
部 長	58歳	配 偶 者	660,200円	4.45月	660,200円	4.50月	34,000円
行政職平均			391,353円	4.45月	392,003円	4.50月	30,000円

(注) モデル給与例の「月額」及び「年間給与の増加額」は、給料月額、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出

なお、課長については管理職手当の区分を五種(77,400円)、部長については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算定

7 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、平成14年、平成15年及び平成17年が月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、一昨年まで年間給与の減少が続いていました。昨年は、月例給、特別給の双方について、県職員給与と民間給与の水準がほぼ均衡していたこと等により、改定を行いませんでした。

本年は、民間の月例給水準や特別給の年間支給割合(月数)が県職員を上回っていたこと等を総合勘案し、月例給の引上げ(0.17%)を行うとともに、特別給についても0.05月の引上げを行うこととしました。

年	月例給		主な勧告の内容	特別給		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定(H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引き上げ 地域手当の一部繰上げ改定	4.50月	0.05月	30千円	0.5%

(注) 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出